

事 務 連 絡  
平成 27 年 (2015 年) 10 月 29 日

各診療所 御中

滋賀県健康医療福祉部健康医療課長

「がん登録等の推進に関する法律」に基づく診療所の指定について(依頼)

平素よりがん対策にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、平成 28 年 1 月 1 日から施行される標記の法律に関して、法第 6 条第 1 項に基づきがん登録を行う場合は、知事の指定を受ける必要があることから、下記に留意のうえ、別添の申請書を期日までに提出いただきますようお願いいたします。

なお、本県のがん登録の集約は滋賀県立成人病センターで行います。

#### 記

##### 1 申請書の提出について

平成 28 年に指定を受け、届出を開始しようとする診療所は、平成 27 年 11 月 20 日 (金) までに当部健康医療課がん・疾病対策室まで提出願います。

平成 29 年度以降の指定については平成 28 年度以降に確認します。

なお、診断のみの診療所は対象としないので留意願います。

##### 2 指定日について

指定については平成 28 年 1 月 1 日付けで行い、年度途中の指定は行いません。  
指定した場合は平成 28 年 1 月 1 日付けで通知を行います。

##### 3 指定期間について

指定期間の制限はないものとして、指定を受けた診療所の辞退又は知事による指定の取消しが行われるまでは、当該指定の効果は継続します。

##### 4 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以降に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とします。

##### 5 指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

指定を受けていない診療所からの届け出は受理しません。

以上